

## 5 スプリンクラー整備に関する補助金について

### 1 はじめに

平成18年1月に長崎県で発生した認知症高齢者グループホームの火災を機に消防法施行令が一部改正され、延床面積275㎡以上の小規模福祉施設にスプリンクラーの設置が義務付けられました（平成21年4月1日施行）。

国においては、既存の小規模福祉施設のスプリンクラー設置について、平成21年度から23年度までの時限措置として、交付金により支援をすることとしています。

本市においても、国の交付金を活用しスプリンクラー設置費に対し補助を実施することで、市内の小規模福祉施設への早期設置を促し入居者の防火安全対策を図るものです。

#### (1) 国の交付金の概要

##### ① 交付対象施設

- a 小規模の特別養護老人ホーム（定員29人以下） …市内に該当なし
- b 小規模の介護老人保健施設（定員29人以下） …市内に該当なし
- c 認知症高齢者グループホーム …61事業所が該当

##### ② 交付金単価

9,000円/㎡

#### (2) 千葉市スプリンクラー設置費補助金の概要

スプリンクラー設置に係る経費のうち、工事費又は工事請負費に対し補助します。

##### ① 補助対象施設

認知症高齢者グループホーム

##### ② 補助単価

9,000円/㎡

##### ③ 補助金額の算出

補助金額 =

補助対象施設の延床面積（小数点以下第1位を四捨五入）×補助単価（9,000円）

### 2 年間スケジュール

配布資料をご覧ください。

### 3 千葉市スプリンクラー設置費補助金 Q&A

配布資料をご覧ください。

### 4 ホームページのご案内

補助金の申請について必要な情報や書式を、ホームページに掲載しています。

<http://homepage.city.chiba.jp/hokenfukushi/>

[koreishogai/shisetsu/sprinkler-hojyo.html](http://homepage.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shisetsu/sprinkler-hojyo.html)

# スプリンクラー整備に関する補助金について

配布資料

## 【年間スケジュール】

平成22年度 千葉市スプリンクラー設置費補助金 年間スケジュール  
水道関連部署 担当地域一覧表

## 【千葉市スプリンクラー設置費補助金 Q&A】

## 【参考資料】

千葉市消防局

- ・指導書(別記様式第2)
- ・立入検査結果通知書(様式第4号その1)
- ・工事整備対象設備等着工届出書(別記様式第1号の7)
- ・消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(別記様式第1号の2の3)
- ・消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証(別記様式第1号の2の3の2)

千葉県水道局

- ・水道直結式スプリンクラー設備設置に係る取扱い
- ・配水管水圧測定依頼書(様式-1)
- ・配水管水圧測定結果(回答)(様式-2)
- ・水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書(様式-4)

独立行政法人福祉医療機構

- ・消防用設備設置資金貸付事務取扱要領の一部改正について
- ・独立行政法人福祉医療機構業務方法書等の一部変更について(通知)
- ・福祉貸付事業における経済危機対策(平成21年度補正予算)における取扱いについて
- ・営利法人等が実施する認知症高齢者グループホーム等の取扱いについて



# 平成22年度 千葉市スプリンクラー設置費補助金 年間スケジュール



## 水道関連部署 担当地域一覧表

### 千葉市

水道局水道施設課給水係 TEL 043-291-5462

#### 若葉区

五十土町、和泉町、大井戸町、大広町、小間子町、上泉町、川井町、北谷津町、古泉町、御殿町、更科町、佐和町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、富田町、中田町、中野町、野呂町、谷当町

#### 緑区

あすみが丘1～9丁目、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台1～2丁目、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町

### 千葉県

千葉水道事務所給水装置課 TEL 043-264-1114(代)

#### 中央区

青葉町、赤井町、旭町、市場町、稲荷町、亥鼻、今井、今井町、院内、鶉の森町、大森町、生実町、春日、葛城、要町、亀井町、亀岡町、川崎町、川戸町、栄町、寒川町、塩田町、汐見丘町、白旗、新宿、新千葉、新田町、新町、神明町、末広、蘇我、蘇我町、大巖寺町、千葉寺町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出州港、道場北、道場北町、道場南、問屋町、長洲、新浜町、仁戸名町、登戸、花輪町、浜野町、東本町、富士見、星久喜町、本千葉町、本町、松ヶ丘町、港町、南生実町、南町、都町、宮崎、宮崎町、村田町、矢作町、祐光、若草

#### 稲毛区

小深町の全域

#### 若葉区

太田町、大宮台、大宮町、小倉台、小倉町、貝塚町、加曾利町、北大宮台、坂月町、桜木、桜木北、高品町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、都賀、都賀の台、西都賀、原町、若松台、若松町及び大草町、金親町、北谷津町、下田町の一部

#### 緑区

大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、大膳野町、高田町、富岡町、中西町、東山科町、平川町、平山町、古市場町、辺田町、誉田町、茂呂町

#### 美浜区

幸町、新港

千葉水道事務所千葉西支所給水装置課 TEL 043-278-4144(代)

#### 中央区

椿森、東千葉、弁天、松波

#### 花見川区

全域

#### 稲毛区

穴川、穴川町、あやめ台、稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、柏台、黒砂、黒砂台、小仲台、小中台町、作草部、作草部町、山王町、園生町、千草台、天台、天台町、轟町、長沼町、長沼原町、萩台町、緑町、宮野木町、弥生町、六方町

#### 若葉区

愛生町、殿台町、東寺山町、みつわ台、源町

#### 美浜区

磯辺、稲毛海岸、打瀬、高洲、高浜、豊砂、中瀬、浜田、ひび野、幕張西、真砂、美浜、若葉

### 四街道市

建設水道部水道工務課 TEL 043-421-3333(代)

#### 若葉区

御成台1～4丁目

## 千葉市スプリンクラー設置費補助金 Q&A

### 事前協議

JQ1	賃貸借物件で事業を実施している場合は、補助の対象になりますか？	JA1	事業の運営法人が設置工事を行う場合に限り、運営法人が支払う工事費又は工事請負費に対し補助を行います。 建物の所有者が設置工事を行う場合は、補助対象とはなりません。
JQ2	賃貸借物件で事業を実施している場合、建物所有者から工事資金をもらっても良いですか？	JA2	運営法人が建物所有者から工事資金を受取ることは構いませんが、あくまで、補助対象者は事業の運営法人です。 例えば、補助金で足りない分を建物所有者が直接工事業者に支払う等、契約書の契約者名・契約金額、見積書の宛名・金額、請求書の宛名・金額及び領収書の宛名・金額に整合性がない場合は、補助金は交付できません。
JQ3	補助金でつけるスプリンクラーは、勝手に処分してはいけないのですか？	JA3	勝手に処分してはいけません。 補助事業により取得し、又は効用の増した財産には、処分制限期間が設けられています。 厚生労働省告示第384号(H20.7.11)において、スプリンクラーは建物付属設備として位置づけられており、処分制限期間は8年と定められています。 よって、設置後8年間は、グループホームのためのスプリンクラーとして使用しなくてはなりません。 仮に、処分制限期間中に取壊した又は事業を廃止した等の場合は、補助を受けた法人が補助金を返還しなくてはなりません。
JQ4	処分制限期間中に他の法人に事業譲渡した場合は、補助金を返還しなくてはならないですか？	JA4	補助金を活用して設置したスプリンクラーが、用途を変えずに使える状態であって、資産として譲渡されるのであれば、補助金を返還する必要はありません。 ただし、スプリンクラーを取外す又は持去る等の場合は、返還しなくてはなりません。

### 実施設計

SQ1	実施設計は、いつから始めるのですか？	SA1	事前協議申込書を提出した後であれば、実施設計は、いつからでも結構です。 ただし、工事の契約及び着工は、補助金交付決定後としてください。 補助金交付決定前に着手した工事は、補助対象となりません。
SQ2	実施設計を依頼する業者に、消防施設業者、管工事業者又は建築業者等の決まりがありますか？	SA2	公平な入札を執行できるような実施設計書を作成していただければ、業種は制限しません。 例えば、設計者又は関連会社でしか受注できないような実施設計書は認められません。
SQ3	実施設計を依頼した場合の経費は、補助金の対象になりますか？	SA3	補助の対象になりません。 補助金の対象経費は、工事費又は工事請負費のみとし、工事事務費は含みません。
SQ4	実施設計にあたって、相談を必要とする部署はどこですか？	SA4	各区消防署予防課指導係との協議が必要です。  また、水道直結式の場合は、水道関連部署との協議が必要です。 水道関連部署は、事業所の所在地により異なります。 千葉市 ・水道局水道施設課給水係 千葉県 ・千葉水道事務所給水装置課 ・千葉水道事務所千葉西支所給水装置課 四街道市 ・建設水道部水道工務課 担当地域は別紙を参照してください。  なお協議の内容を記録し、各部署の確認を受けてください。実施設計審査の際にご提出いただきます。
SQ5	高齢施設課で行う実施設計書の審査はどういったものですか？	SA5	介護保険関係法令、建築基準関係法令に基づき審査します。 事前確認時にご提出いただいた平面図と照らし、現地検査を実施する予定ですので、ご協力ください。

## 設置工事

KQ1	施工業者の入札は必ずしなくてはなりませんか？	KA1	補助金を活用する場合は、必ず行います。 一般競争入札が原則ですが、5人以上の指名競争入札によることができます。 競争入札の手続きがなされない場合は、補助対象とはなりません。
KQ2	指名する業者はどのように選定するのですか？	KA2	千葉市入札参加資格者名簿に記載され、かつ登録業種が管又は消防施設の業者のうち、実施設計どおりに施工可能な業者を5人以上指名してください。
KQ3	入札には誰が立合うのですか？	KA3	次のとおりです。 ・社会福祉法人・医療法人社団の場合 監事1名以上、理事1名以上 ・取締役会を設置する株式会社の場合 監査役1名以上、取締役1名以上 ・取締役会を設置しない株式会社又は特例有限会社の場合 会計責任者1名以上、取締役1名以上 法人において、入札に関する規程がある場合はご相談ください。 なお、補助金の交付に際しては、執行者及び立会者の署名が必要です。
KQ4	応札者が1人の場合、その業者を選定しても良いのですか？	KA4	応札が3人以上に達しない場合は再度入札とします。
KQ5	予定価格は公表しなくてはなりませんか？	KA5	公表の必要はありません。
KQ6	現場説明は必要ですか？	KA6	図面・書類によって見積・入札が可能の場合に限り、現場説明を省略しても差し支えないと考えます。
KQ7	指名した業者に、指名通知と図面を送付した後に設ける見積期間は、何日間ですか？	KA7	建築業法施行令第6条第1項によります。 <参照> 第6条 法第20条第3項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。 1 工事1件の予定価格が5百万円に満たない工事については、1日以上 2 工事1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事については、10日以上 3 工事1件の予定価格が5千万円以上の工事については、15日以上

## 補助金の交付

HQ5	補助金が交付されるタイミングはいつですか？	HA5	設置工事の完了後であって、工事費支払い前を予定しています。 工事の完了日は、消防署が発行する「消防用設備等・特殊消防設備等検査済証」の発行日とします。 上記検査証を受取ったら、速やかに実績報告書を提出してください。
HQ6	年度内に工事が完了しない場合は、どうなるのですか？	HA6	年度内に工事が完了しない場合、補助金は交付できません。 年度内に完了するよう余裕を持って計画し、工事中においても消防署及び水道関連部署との協議・調整は密に行うようお願いします。